

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

釧路信用組合の現況

DISCLOSURE 2022



いつまでも 地域とともに

しんくみ

釧路信用組合

ごあいさつ

平素より“しんくみ”への格別なるご愛顧、お引き立てを賜り誠にありがとうございます。

このたび、令和4年3月期（令和3年度 第68期）の当組合の業績を取りまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

令和3年度は、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大により、国内経済活動は停滞し引き続き厳しい状況にあり、加えてロシアによるウクライナ侵攻がなされ、今後の経済への影響が懸念されます。

道内をみても、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下で行動が制限され、その後の自粛ムードを背景に、個人消費は抑制され、特に飲食・観光業をはじめ、一部の業種を除いて我慢を強いられた1年となりました。

当組合が営業基盤としている道東地区では、コロナ禍に加え、水産関連や基幹産業である製紙工場の紙・パルプ事業撤退による地元経済への影響が懸念されるなど、地元中小企業には未だ厳しい状況が続いております。

このような中、第三次経営強化計画の2年目であった昨年度は、職員一丸となって重点施策である「ソリューション営業」に取り組んでまいりました。

令和4年度におきましても、ソリューション営業の実践による持続可能な収益力の確保に努め中小企業金融の仲介機能を発揮し、地域経済に貢献するとともに、地域金融機関として共存共栄を原点とする社会的責任と公共的使命をはたしてゆく所存であり、今後とも一層の支援を賜りますようお願い申し上げます。

釧路信用組合

理事長 忠村 浩志

経営理念

釧路信用組合は地域の期待に応えるべく

- 一. 地域に便利な金融サービス業を目指します。
- 一. 地域に頼りになる金融サービス業を目指します。
- 一. 地域と共に歩む金融サービス業を目指します。

当組合のあゆみ（沿革）

昭和29年11月12月	釧路商工信用組合設立認可 釧路商工信用組合設立
昭和30年1月	北大通4丁目6番地において営業開始
昭和45年12月	本店店舗落成 北大通9丁目2番地において営業開始 本店社屋新築及び15周年記念式典
昭和55年11月	自営第1次オンラインスタート
昭和59年10月	創立30周年記念式典
平成10年1月	日本銀行歳入復代理店事務取扱開始
平成11年10月	45周年・「釧路信用組合」へ名称変更 新本店完成 新シンボルマーク決定
平成14年7月	網走信用組合事業全部譲渡
平成16年8月	創立50周年記念合同丹頂会開催
平成20年3月	日本銀行と代理人取引開始
平成21年7月	共同電算システム(信組情報サービス株式会社)加盟
平成25年2月	でんさいネット(電子記録債権)加盟
平成26年11月	創立60周年記念合同丹頂会開催

組織の概要 (令和4年3月31日現在)

名称	釧路信用組合	当組合の子会社
本店	085-0015 釧路市北大通9丁目2番地 TEL 0154-22-3161(代)	協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する子会社はありません。
創立	昭和29年12月23日	
組合員数	23,841人	
出資金	8,512百万円	
預金	81,759百万円	
貸出金	44,092百万円	
役員数	103人	

役員一覧 (令和4年6月24日現在)

理事長	忠村 浩志	理事	宮田 昌利
常務理事	小西 卓哉	理事	佐藤 茂
常務理事	藤原 和巳	理事	川本 和之
常務理事	山口 潤	理事	島影 輝雄
		常勤監事	堀 充利
		監事	鈴木 直哉

当組合は職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

トピックス

- 通帳繰越機能付きATMの導入、振込機能付きATM導入に伴う振込手数料の新設
令和3年4月 本店営業部ならびに羅臼支店に通帳繰越機能付ATMが導入され、さらに本店営業部に振込機能付ATMも導入となりました。
- 長期保証住宅ローンの導入
令和3年7月 住宅ローン(全国保証(株)保証分)につき、7月から最長50年の取扱いが可能となりました。
- Web完結ならびにWeb申込による金利引下げキャンペーンの実施
令和3年7月 期間限定で、個人向けフリーローン(株)クレディセゾン保証分)のWeb完結もしくはWebからの申込みで金利が引下げとなるキャンペーンを実施しました。
- カードローン新商品取扱開始
令和3年9月 カードローン商品として「アラカルト」の取扱いを開始しました。
- インターネット口座振替受付サービスの取扱開始
令和3年11月 収納企業のサイト等からインターネット経由で口座振替契約が締結可能となりました。
- QR・バーコード決済サービスの取扱開始
令和3年12月 キャッシュレス決済アプリ「J-CoinPay」にてQR・バーコード決済サービスの運用を開始しました。
- 鳥取支店、緑ヶ岡支店の移転
令和4年3月 鳥取支店は愛国支店内に、緑ヶ岡支店は本店営業部内に移転しました。(店舗内店舗 BinB)

令和3年度経営環境・事業概況

経営環境

◎国内経済

新型コロナウイルスの断続的な感染拡大と行動制限措置の長期化により、対面型サービス業を中心に消費低迷が継続し、経済の回復ペースは大きく遅れております。

◎地域経済

道内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい状況にあり、持ち直しの動きが弱まっております。当組合が営業基盤としている釧根・北網地区でも、公共投資は幅広い圏内の動きとなっているものの人口の減少・漁業の低迷や基幹産業である製紙工場の紙・パルプ事業撤退により、雇用不安を含め、地元経済への影響が懸念される状況が続いております。

事業概況

業容としては下記に示すように預金、貸出金とも減少しました。一方で「業務の効率化、生産性の向上」のために行った網走支店と清里支店の統合による経費削減や貸倒引当金の戻入益等により153百万円の当期純利益計上となりました。

◎預金

令和4年3月期における預金期末残高は前年比16億72百万円減少し817億59百万円となりました。

◎貸出金

令和4年3月期における貸出金期末残高は前年比3億31百万円減少し440億92百万円となりました。

低金利の長期化により利鞘の縮小が続き、金融機関を取り巻く環境は厳しさを増しております。令和4年度は第三次経営強化計画の最終年度となり、地域に根差した活動を更に推し進めるとともに、収益向上による体質の強化を目指し、職員全員が一丸となって努力してまいります。

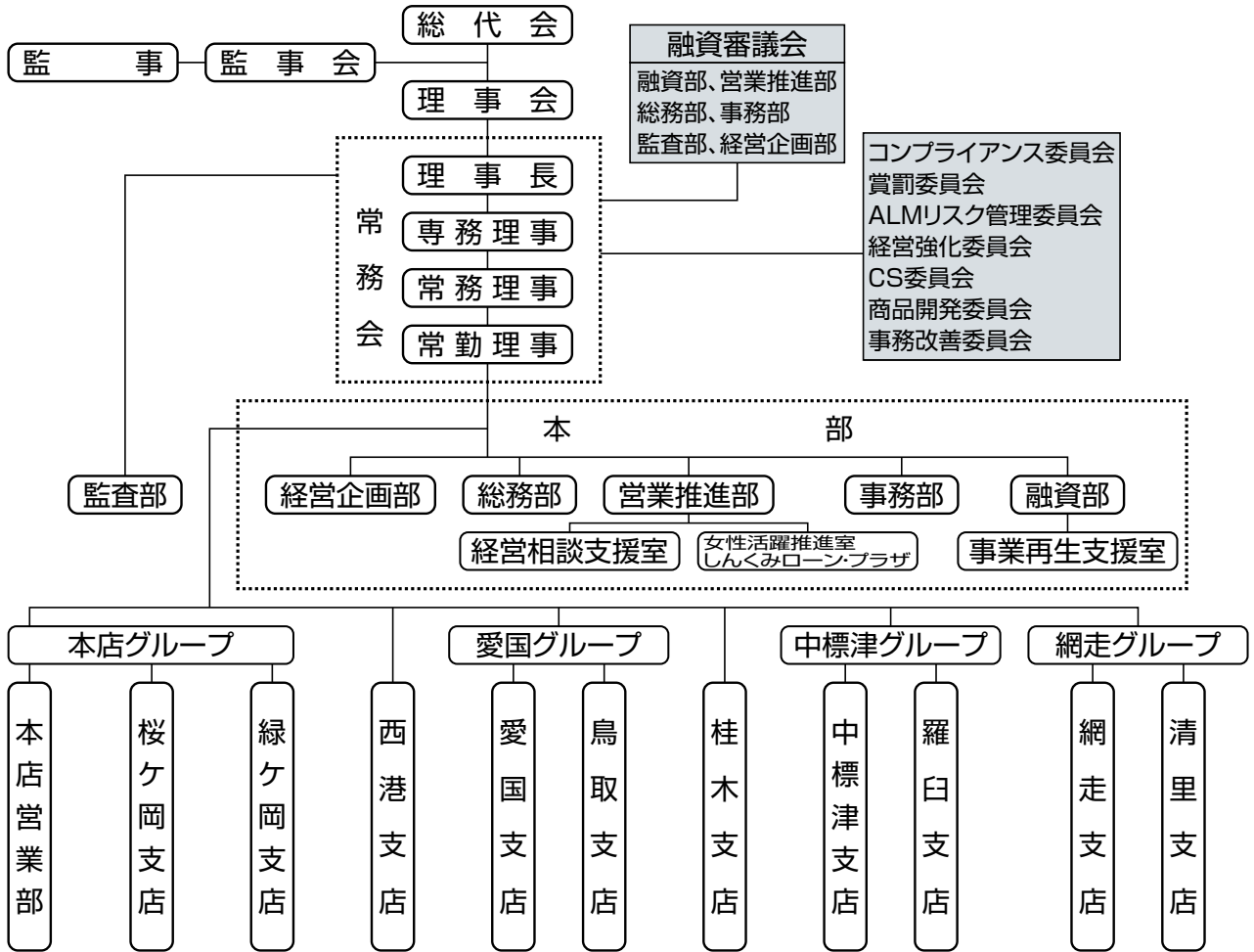
会計監査人の名称

(令和4年3月末現在)

監査法人フロンティアパートナークラウド

事業の組織

(令和4年6月24日現在)



※ 内部体制の効率化により、営業推進強化を図り、将来のエリア営業体制を確立する目的で平成30年7月1日よりブロック営業体制がスタート致しました。

店舗一覧

(令和4年3月31日現在)

				ATM
本店営業部				
緑ヶ岡支店 (本店営業部内)	〒085-0015	釧路市北大通9丁目2番地	0154-22-3161	2台
西港支店	〒084-0906	釧路市鳥取大通5丁目4番1号	0154-51-0811	1台
桜ヶ岡支店	〒085-0805	釧路市桜ヶ岡4丁目1番8号	0154-91-2041	1台
愛国支店				
鳥取支店 (愛国支店内)	〒085-0058	釧路市愛国東2丁目2番20号	0154-36-2705	2台
中標津支店	〒086-1047	標津郡中標津町東7条北1丁目1番地	0153-73-2700	1台
桂木支店	〒088-0621	釧路郡釧路町桂木1丁目1番地1	0154-37-3443	1台
羅臼支店	〒086-1833	目梨郡羅臼町本町71番地12	0153-87-3150	1台
清里支店				
網走支店 (清里支店内)	〒099-4405	斜里郡清里町羽衣町8番地3	0152-25-2757	1台

店外ATM設置場所

鳥取出張所	〒085-0046	釧路市新橋大通4丁目2番20号 (旧鳥取支店内)
緑ヶ岡出張所	〒085-0814	釧路市緑ヶ岡2丁目24番3号 (旧緑ヶ岡支店内)
大楽毛出張所	〒084-0917	釧路市大楽毛5丁目1番22号 JR大楽毛駅内
イオン釧路店出張所	〒088-0621	釧路郡釧路町桂木1丁目1番地7 イオン釧路店内
イオン釧路昭和店出張所	〒084-0910	釧路市昭和中央4丁目18番1号 イオン釧路昭和店内

営業地区一覧

釧路総合振興局	根室振興局	オホーツク総合振興局	
釧路市	根室市	網走市	常呂郡訓子府町
釧路郡釧路町	標津郡中標津町	北見市	常呂郡置戸町
厚岸郡厚岸町	標津郡標津町	紋別市	常呂郡佐呂間町
厚岸郡浜中町	野付郡別海町	網走郡美幌町	紋別郡遠軽町
川上郡標茶町	目梨郡羅臼町	網走郡津別町	紋別郡湧別町
川上郡弟子屈町		網走郡大空町	紋別郡滝上町
阿寒郡鶴居村		斜里郡斜里町	紋別郡興部町
白糠郡白糠町		斜里郡小清水町	紋別郡西興部村
		斜里郡清里町	紋別郡雄武町



○総代会の仕組みと機能（役割）

信用組合は、協同組合組織の金融機関であり、その組合員によって構成される最高意思決定機関として、総会が設けられております。当組合では、定款の定めにより、営業地区内の6つの地区の組合員の皆様を代表する総代制度をとっており、総会に代わるべきものとして総代によって組織される総代会を採用しております。

この総代会は、以下の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

1. 定款の変更
2. 理事・監事の選任及び解任
3. 計算書類等の承認
4. 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更
5. 会計監査人の選任及び解任

○総代の定数と任期

総代の定数は100人以上130人以内、任期は3年となっております。（現在106名）

○総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、組合員による公平な選挙によって選出されます。

総代選挙規定に則り選挙区を6つに定め、各区の候補者の中から、自らの属する選挙区ごとに選挙を行います。

○組合員の意見を反映させる取組み

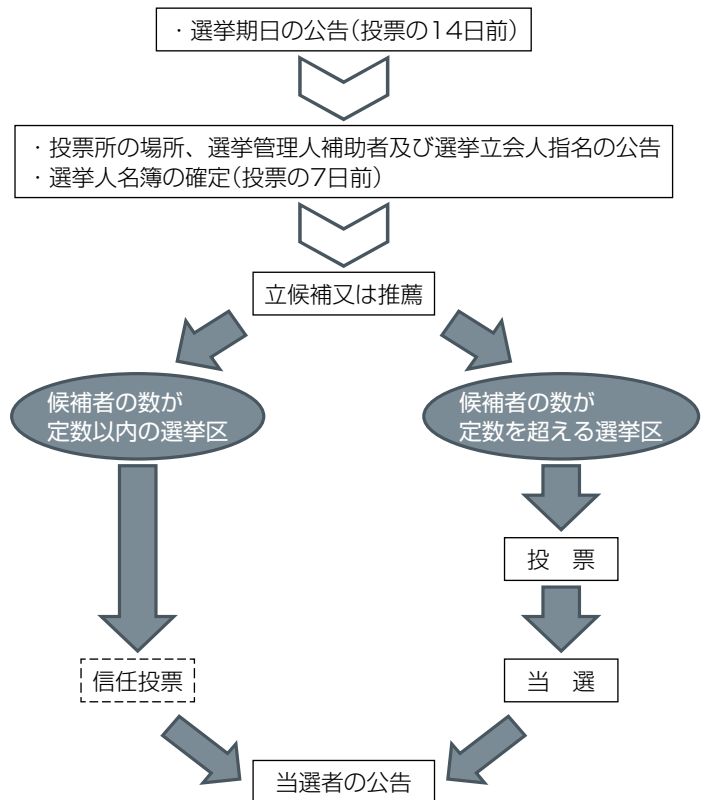
当組合では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切にしており、それらを通じて組合員の意見を取り入れ、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

○総代会の決議事項

令和4年6月24日、第68回通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

- 第1号議案 令和3年度（第67期）計算書類等の承認について
- 第2号議案 令和4年度（第68期）事業計画及び収支予算案の承認について
- 第3号議案 定款の変更について
- 第4号議案 組合員の除名について
- 第5号議案 その他報告について

【総代選挙までの手続き】



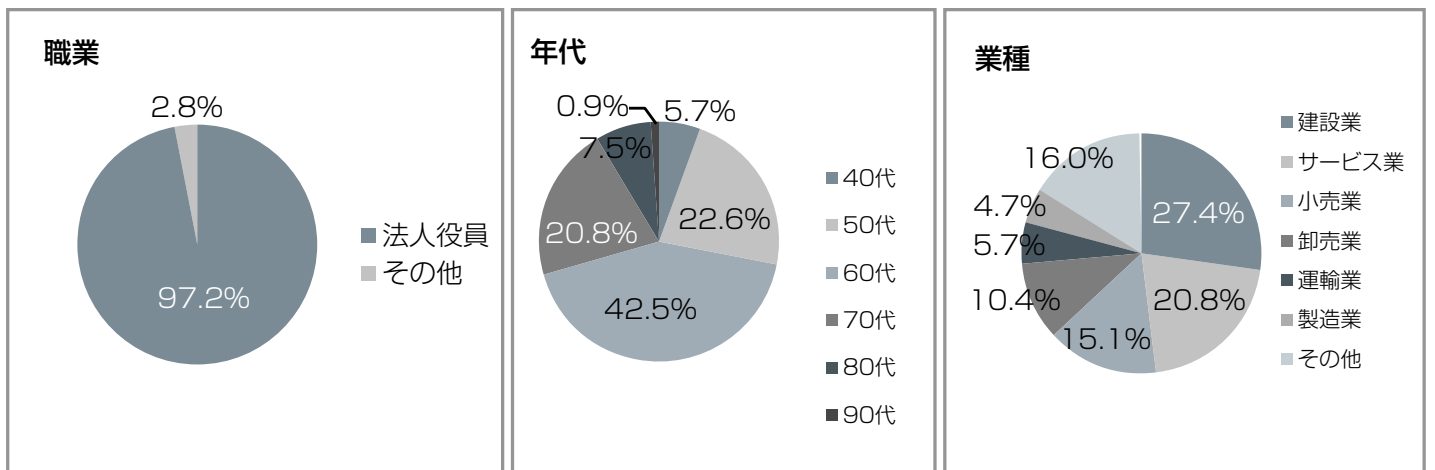
○総代名簿（選出地区別）

（令和4年6月25日現在）

地区	総代定数	氏名		
1区 釧路東地区	25～32名以内 (26名)	浦田伸一(◆) 菊地靖弘(6) 伊藤陽子(8) 浅川正紳(5) 小野寺英夫(7) 残間順雄(5) 星匠(2) 林文雄(1)	杉村莊平(9) 木曾勝義(2) 長久保正(9) 太田武憲(6) 松並邦拓(◆) 石川峰之(1) 齋藤剛史(4) 土井茂人(1) 加藤幸喜(6)	中居向政美(2) 辻村慎太郎(3) 木内治彦(6) 木泰地浩幸(4) 猿子満彦(2) 小林裕幸(3) 小齊藤安弘(9) 種村俊仁(1)
2区 釧路南地区	13～16名以内 (14名)	三原克也(◆) 和田優(◆) 合林悦宏(3) 小町誠一(3) 郡富士男(1)	大高正雪(◆) 大光肇(4) 佐久間貴史(2) 石井清行(5) 菅原隆三(3)	濱屋宏隆(8) 工藤彦夫(3) 青木孝志(6) 田中正己(◆)
3区 釧路西地区	14～20名以内 (16名)	佐々木泰三(2) 曾我部喜市(8) 木元浩喜(4) 三宮久藏(◆) 大友淳(3) 伊藤剛一(1)	本多一雄(5) 廣瀬敏宏(6) 藤村次男(8) 佐藤秀宣(4) 丹葉守男(◆)	田口光浩(◆) 泉清隆(6) 松井利喜(3) 平井幸子(5) 森江安(9)
4区 釧路北地区	26～32名以内 (27名)	水口吉朗(5) 市橋多佳丞(2) 上野繁(6) 本間弘人(1) 長山清美(5) 藤田卓也(8) 田村憲一郎(◆) 中井厚志(4) 芦田英輔(6) 香川真廣(3)	岡澤利寿(3) 平村正大(◆) 阪口廣明(7) 新免禎夫(◆) 丹羽芳広(7) 大塚勉(5) 山口太助(◆) 山根福司(5) 伊藤道之(4)	新妻繁市(9) 漆崎隆(◆) 角田和男(7) 池端宏(6) 杉山宏司(6) 結城司太(4) 源新利之(8) 蛭子準一(◆) 平井昌弘(3)
5区 根室地区	12～15名以内 (13名)	青山勇(◆) 下家久和(5) 鈴木八之助(6) 小川勝弘(◆) 杉本隆志(1)	三宅正浩(9) 富岡重喜(5) 湯田孝男(8) 中西西勉(◆)	豊田高明(◆) 上田高修平(1) 寺井範男(7) 稲川正春(◆)
6区 網走地区	10～15名以内 (10名)	大田幸一(9) 田中一郎(9) 三沢利晃(6) 中山寿一(3)	松木一則(5) 中橋孝章(7) 須田修一郎(5)	渡邊直子(7) 面栄次(9) 藤田啓介(4)

（敬称略・順不同・末尾のカッコ内の数字は就任回数 ※就任回数10回以上の場合は◆で表記しております。）

○総代の属性別構成比



貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	令和3年3月末	令和4年3月末
現 金	1,928	2,083
預 け 金	25,640	24,263
預 け 金 (うち全信組連預け金)	25,640 (21,546)	24,263 (21,187)
有 価 証 券	23,899	23,726
国 債	15,569	14,741
地 方 債	1,666	1,643
社 債	3,691	4,406
株 式	100	63
そ の 他 の 証 券	2,871	2,872
貸 出 金	44,423	44,092
割 引 手 形	270	158
手 形 貸 付	5,047	5,175
証 書 貸 付	36,547	35,847
当 座 貸 越	2,559	2,910
そ の 他 資 産	802	760
未 決 済 為 替 貸	4	5
全 信 組 連 出 資 金	569	569
未 収 収 益	91	89
そ の 他 の 資 産	136	96
有 形 固 定 資 産	1,468	1,379
建 物	757	702
土 地	640	614
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	70	62
無 形 固 定 資 産	7	10
ソ フ ト ウ ェ ア	1	3
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6	6
債 務 保 証 見 返	49	43
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△2,418 (△1,972)	△2,203 (△1,761)
合 計	95,801	94,154

負 債 及 び 純 資 産	令和3年3月末	令和4年3月末
預 金 積 金	83,431	81,759
当 座 預 金	3,535	2,988
普 通 預 金	33,895	35,108
貯 蓄 預 金	284	481
通 知 預 金	111	100
定 期 預 金	42,072	39,614
定 期 積 金	3,097	3,108
そ の 他 の 預 金	434	358
借 用 金	1,900	2,200
当 座 借 越	1,900	2,200
そ の 他 負 債	154	138
未 決 済 為 替 借	23	26
未 払 費 用	54	29
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	6	6
前 受 収 益	40	42
払 戻 未 済 金	13	20
そ の 他 の 負 債	15	12
賞 与 引 当 金	7	13
退 職 給 付 引 当 金	19	28
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4	4
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3	3
偶 発 損 失 引 当 金	47	46
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	52	-
繰 延 税 金 負 債	194	120
債 務 保 証	49	43
負 債 計	85,865	84,359
出 資 金	8,530	8,512
普 通 出 資 金	1,030	1,012
優 先 出 資 金	7,500	7,500
資 本 剰 余 金	437	437
資 本 準 備 金	437	437
利 益 剰 余 金	457	529
利 益 準 備 金	172	189
そ の 他 利 益 剰 余 金	285	340
当 期 未 処 分 剰 余 金	285	340
組 合 員 勘 定 合 計	9,425	9,479
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	510	316
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	510	316
純 資 産 計	9,936	9,795
合 計	95,801	94,154

貸借対照表注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、建物、建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	31年～39年
その他の有形固定資産	3年～8年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)」に規定する正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響により予想される損失に備えるため、その影響を業種ごとに検討し、貸倒引当金87,888千円を追加計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、退職手当金規程に基づく退職給付制度を採用しており、退職給付債務の計算にあたっては簡便法を採用しております。
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度を採用しております。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	238,577,698千円
年金財政計算上の給付債務の額	229,590,223千円
差引額	8,987,475千円
 - 令和3年3月1日付で全国信用組合厚生年金基金は確定給付企業年金基金に移行されたため、法令に基づき全国信用組合厚生年金基金の令和2年度決算(令和3年3月31日現在)は行われておりません。
このため、上記の年金資産額等の諸数値は、令和元年度決算値を基に令和2年12月に厚生労働大臣あてに確定給付企業年金制度への認可申請を行ったものを使用しております。
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) 0.544%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766,022千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金47,834千円を費用処理しております。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、非常勤役員への退職慰労金の支払いに備えるため、非常勤役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると思われる額を計上しております。
- 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	2,203,796千円
-------	-------------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。
なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期

首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

- 表示方法の変更
協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的、及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動のリスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、ローン事業及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣を含めたALMリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については融資部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事務局において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALMリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には事務局、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALMリスク管理委員会に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品については、ALMリスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用・市場リスク管理規程に従い行っております。このうち事務局では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資極度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は事務局を通じ、理事会及びALMリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金」であります。当組合では金利リスクを含めた市場リスク量をVaR法(観測期間は1年、保有期間は3ヶ月、信用区間は99%)を用いて定量分析を行っております。当該リスク量の算出にあたっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。令和4年3月31日において当該リスク量の大きさは269百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスク管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	24,263	24,325	61
(2)有価証券			
その他有価証券	23,663	23,663	-
(3)貸出金(*1)	44,092		
貸倒引当金(*2)	△ 2,203		
	41,888	43,191	1,302
金 融 資 産 計	89,815	91,179	1,364
(1)預金積金(*1)	81,759	81,759	0
(2)借入金(*1)	2,200	2,200	-
金 融 負 債 計	83,959	83,959	0

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

(単位：千円)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式及び債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18から21に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表の計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1) (*2)	63
全国信用協同組合連合会出資金 (*1)	569
合 計	632

(*1) 非上場株式及び全国信用協同組合連合会出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について264千円減損処理を行っております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、22.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等の株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得価格を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差額	(単位：百万円)
株 式	-	-	-
債 券	16,747,160	16,393,615	353,544
国 債	13,198,330	12,904,090	294,239
地 方 債	1,424,510	1,384,816	39,693
社 債	2,124,320	2,104,708	19,611
そ の 他	1,668,400	1,522,870	145,530
小 計	18,415,560	17,916,486	499,074

【貸借対照表計上額が取得価格を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差額	(単位：百万円)
株 式	-	-	-
債 券	4,404,331	4,102,320	△ 57,989
国 債	1,542,950	1,582,805	△ 39,855
地 方 債	219,390	220,017	△ 627
社 債	2,281,991	2,299,497	△ 17,506
そ の 他	1,203,674	1,208,255	△ 4,581
小 計	5,248,005	5,310,575	△ 62,570
合 計	23,663,565	23,227,062	436,503

(注) 1. 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、株式264千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合、又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合であります。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

株式 売却価格 37,096千円 売却益 3千円

21. その他有価証券のうち満期のあるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	8,749,070	1,706,011	2,345,450	7,890,800
国 債	8,749,070	303,580	-	5,688,630
地 方 債	-	202,640	732,580	708,680
社 債	-	1,199,791	1,612,870	1,493,490
そ の 他	603,310	1,606,934	-	-
合 計	9,352,380	3,312,945	2,345,450	7,890,800

22. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は、次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	373,567千円
危険債権額	3,120,911千円
三月以上延滞債権額	-千円
貸出条件緩和債権額	123,684千円
合計額	3,618,163千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は158,043千円です。

24. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、11,963,539千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,688,389千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 2,083,676千円

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 881,334千円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損算入限度額超過額		549,136千円
減価償却額限度超過額		13,385
税務上の繰越欠損金(注1)		1,146,149
その他		67,642
繰延税金資産小計		1,776,312
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△ 1,146,149
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△ 630,163
評価性引当額小計(注2)		△ 1,776,312
繰延税金資産合計		-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		120,474
繰延税金負債合計		120,474
繰延税金負債の純額		120,474千円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	77,263	254,928	335,244	62,797	401,901	1,132,136千円
評価性引当額	△ 77,263	△ 254,928	△ 335,244	△ 62,797	△ 401,901	△ 1,132,136千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	(b)-千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しています。

(注2) 評価性引当額に重要な変動はありません。

28. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	2,000,000千円
	有価証券	1,800,000千円
担保資産に対応する債務	借入金	2,200,000千円

上記のほか、公金取扱い、為替取引、日本銀行歳入復代理店取引及び代理交換等のために、その他資産200千円及び預け金2,181,000千円を担保として提供しております。

29. 出資1口当たりの純資産額は△2,609円30銭です。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,245	1,358
資金運用収益	1,127	1,120
貸出金利息	880	877
預け金利息	40	41
有価証券利息配当金	190	177
その他の受入利息	15	24
役員取引等収益	108	97
受入為替手数料	52	42
その他の役員収益	56	54
その他業務収益	5	41
国債等債券償還益	0	38
その他の業務収益	4	3
その他経常収益	4	98
貸倒引当金戻入益	—	94
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	—	0
その他の経常収益	3	3
経常費用	1,740	1,137
資金調達費用	17	10
預金利息	17	9
給付補填備金繰入額	0	0
借入金利息	0	—
役員取引等費用	157	139
支払為替手数料	26	20
その他の役員費用	131	118
その他業務費用	6	0
国債等債券償還損	5	0
その他の業務費用	0	0
経費	1,004	973
人件費	568	569
物件費	415	360
税金	20	43
その他経常費用	554	13
貸倒引当金繰入額	521	—
貸出金償却	—	11
債権売却損	1	—
株式等償却	0	0
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	30	1
経常利益	△494	220
特別損失	197	61
固定資産処分損	74	1
減損損失	—	53
その他の特別損失	123	6
税引前当期純利益	△692	159
法人税、住民税及び事業税	6	6
法人税等合計	6	6
当期純利益	△699	153
繰越金(当期首残高)	984	186
当期末処分剰余金	285	340

(注)

- 記載金額については、千円単位を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- その他の特別損失は、店舗移転に伴う費用6,119千円であります。
- 出資1口当たりの当期純利益 37円13銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 減損損失の計上
 - グルーピングの方法
営業店については、管理会計上の最小区分である営業店舗単位をグルーピングの最小単位としております。本部については、独立したキャッシュ・フローを生成しないことから共用資産としております。
 - 減損の認識に至った経緯
羅臼支店の閉鎖に伴う売却方針の決定により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額53,180千円を減損損失として特別損失に計上しております。
 - 減損損失の計上
以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	用途	種類	減損損失
羅臼町	営業用店舗	土地、建物	53,180

(4)回収可能価額の算定

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、不動産売買契約に基づく売却見込額としております。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	285	340
計	285	340
剰余金処分量	98	99
利益準備金	17	17
出資に対する配当金	81	82
優先出資に対する配当金	76	76
普通出資に対する配当金	5	5
繰越金(当期末残高)	186	241

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認致しました。

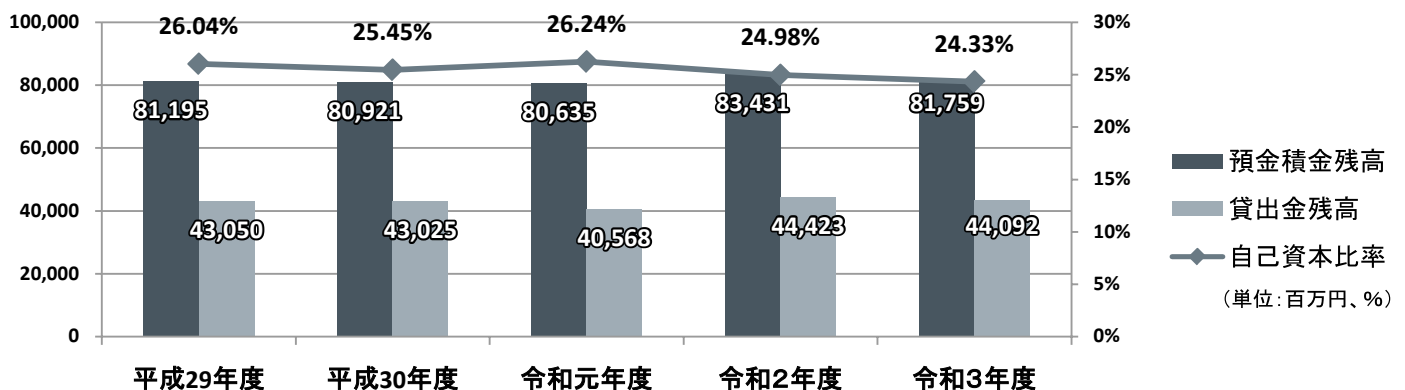
令和4年6月27日

釧路信用組合

理事長 忠村 浩志

会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である監査法人フロンティアパートナークラウドの監査を受けております。



自己資本の充実状況

○自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の健全性を示すもっとも重要な指標といわれております。
この指標は、国内で営業を行う金融機関には国内基準が適用され、国内基準以上を確保しなければならないとされております。
当組合の令和4年3月末現在における自己資本比率は**24.33%**と、国内基準**4.00%**を上回っており安全性・健全性は十分保たれております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	9,344	9,397
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,968	8,949
うち、利益剰余金の額	457	529
うち、外部流出予定額(△)	81	82
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	446	441
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	446	441
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,790	9,838
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	7
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	7
繰延税金資産(一部差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	7
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	9,784	9,831
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,230	38,360
資産(オン・バランス項目)	37,189	38,324
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス等取引項目	40	35
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,937	2,034
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額 (二)	39,168	40,394
自己資本比率		
自己資本比率 (イ) / (二)	24.98%	24.33%

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	37,230	1,489	38,360	1,534
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,230	1,489	38,360	1,534
(i) ソブリン向け	1,570	62	1,530	61
(ii) 金融機関向け	5,288	211	4,860	194
(iii) 法人等向け	12,820	512	12,711	508
(iv) 中小企業等・個人向け	5,696	227	5,472	218
(v) 抵当権付住宅ローン	18	0	12	0
(vi) 不動産取得等事業向け	7,722	308	9,000	360
(vii) 3ヶ月以上延滞等	214	8	150	6
(viii) 出資等	468	18	571	22
出資等のエクスポージャー	468	18	571	22
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,251	50	1,999	79
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	569	22	569	22
(xi) その他	1,608	64	1,481	59
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央生産期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,937	77	2,034	81
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	39,168	1,566	40,394	1,615

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公団、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている非累積的永久優先出資により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	釧路信用組合		全国信用協同組合連合会	
	普通出資		非累積的永久優先出資	
資本調達手段の種類	1,030百万円	1,500百万円	2,000百万円	4,000百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	—	—	—	—
配当率又は利率	0.50%	5年物円金 リスワップ +0.70%	5年物円金 リスワップ +0.70%	12か月円 Tibor +0.28%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、出資金の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性が十分に保たれていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

主要な経営指標の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	百万円	1,926	1,585	1,434	1,245	1,358
経常利益(損失)	百万円	598	312	194	△494	220
当期純利益(純損失)	百万円	651	307	187	△699	153
預金積金残高	百万円	81,195	80,921	80,635	83,431	81,759
貸出金残高	百万円	43,050	43,025	40,568	44,423	44,092
有価証券残高	百万円	26,822	26,309	25,050	23,899	23,726
総資産額	百万円	92,618	92,675	91,875	95,801	94,154
純資産額	百万円	10,605	10,896	10,728	9,936	9,795
自己資本比率(単体)	%	26.04	25.45	26.24	24.98	24.33
出資総額	百万円	8,602	8,572	8,543	8,530	8,512
出資総口数	口	3,305,152	3,246,641	3,188,326	3,162,425	3,125,023
出資に対する配当金	百万円	89	89	89	81	82
職員数	人	116	118	122	113	98

(注) 残高計数は期末日現在のもので、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(注) 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	568	569
報酬給料手当	453	442
賞与引当金純繰入額	△0	6
退職給付費用	15	25
社会保険料等	100	94
物 件 費	415	360
事務費	172	151
固定資産費	101	72
事業費	26	22
人事厚生費	6	5
預金保険料	25	26
その他の他	82	81
税金	20	43
経費合計	1,004	973

役務取引の状況

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	108	97
受入為替手数料	52	42
その他の受入手数料	56	54
その他の役務取引等収益	0	0
役務取引等費用	157	139
支払為替手数料	26	20
その他の支払手数料	117	103
その他の役務取引等費用	14	14

役務取引等収支…振込や各種サービスの提供に伴う手数料の収支です。

業務粗利益及び業務純益等

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	1,109	1,110
資金運用収益	1,127	1,120
資金調達費用	17	10
役務取引等収支	△49	△42
役務取引等収益	108	97
役務取引等費用	157	139
その他業務収支	△0	40
その他業務収益	5	41
その他業務費用	6	0
業務粗利益	1,059	1,109
業務粗利益率	1.10	1.11
業務純益	△85	135
実質業務純益	55	135
コア業務純益	60	97
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	60	97

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益 =業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△36	△6
支払利息の増減	△8	△7

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

項 目	平均残高		利 息		利 回 り	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	95,248	99,460	1,127	1,120	1.17	1.11
うち貸出金	43,453	44,691	880	877	2.02	1.96
うち預け金	28,041	31,168	40	41	0.14	0.13
うち有価証券	23,753	23,029	190	177	0.80	0.76
資金調達勘定	87,210	91,011	17	10	0.02	0.01
うち預金積金	86,057	89,049	17	10	0.02	0.01
うち借入金	1,153	1,961	0	-	0.00	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
1店舗当たりの預金残高	7,584	7,432
1店舗当たりの貸出金残高	4,038	4,008

職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
職員1人当たりの預金残高	707	794
職員1人当たりの貸出金残高	376	428

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	△0.50	0.21
総資産当期純利益率	△0.71	0.15

(注) $\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資産経常利益率…資産規模に対する経常利益の比率を見る指標です。
 総資産当期純利益率…総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り(a)	1.17	1.11
資金調達原価率(b)	1.17	1.08
総資金利鞘(a-b)	0.00	0.03

総資金利鞘…運用資金全体の収益力を見る指標です。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

(リスク管理体制)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	446	141	441	△4
個別貸倒引当金	1,972	184	1,761	△210
貸倒引当金合計	2,418	326	2,203	△214

(注1) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので海外債権引当勘定に係る引当は行っておりません。

貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却	1	11

※貸出金償却額は、前期迄の引当額を控除した実質支出額を記載しております。

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	0	38
その他の業務収益	4	3
合 計	5	41

資金調達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)

種目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	38,651	44.9	44,193	49.6
定期性預金	47,406	55.1	44,855	50.4
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	86,057	100.0	89,049	100.0

預金者別預金残高 (単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	60,716	72.8	59,732	73.1
法人	22,714	27.2	22,027	26.9
一般法人	18,884	22.6	17,959	22.0
金融機関	58	0.1	71	0.1
公金	898	1.1	942	1.2
その他	2,874	3.4	3,055	3.6
合計	83,431	100.0	81,759	100.0

固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高 (単位：百万円)

種目	令和2年度	令和3年度
固定金利定期預金	42,072	39,614
変動金利定期預金	-	-
その他の定期預金	-	-
合計	42,072	39,614

(注) 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金残高及び債務保証見返額の担保種類別内訳 (単位：百万円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当組合預金積金	令和2年度末	1,082	2.5	
	令和3年度末	1,109	2.5	
有価証券	令和2年度末			
	令和3年度末			
動産	令和2年度末			
	令和3年度末			
不動産	令和2年度末	12,991	29.2	15
	令和3年度末	13,596	30.9	13
その他	令和2年度末	539	1.2	
	令和3年度末	409	0.9	
小計	令和2年度末	14,613	32.9	15
	令和3年度末	15,116	34.3	13
信用保証協会・信用保険	令和2年度末	18,032	40.6	1
	令和3年度末	18,286	41.5	1
保証	令和2年度末	8,522	19.2	31
	令和3年度末	8,156	18.5	28
信用	令和2年度末	3,255	7.3	
	令和3年度末	2,532	5.7	
合計	令和2年度末	44,423	100.0	49
	令和3年度末	44,092	100.0	43

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	15,572	65.5	14,666	63.6
地方債	1,606	6.7	1,605	6.9
社債	2,954	12.4	4,016	17.4
株式	101	0.4	66	0.2
その他	3,518	14.8	2,674	11.6
合計	23,753	100.0	23,029	100.0

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区分	期間の定めのないもの	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
		国債	令和2年度 令和3年度	1,711 8,749	9,131 303
地方債	令和2年度 令和3年度		203 202	742 732	719 708
社債	令和2年度 令和3年度	161	1,200 1,199	1,328 1,612	1,001 1,493
株式	令和2年度 令和3年度	100 63			
その他	令和2年度 令和3年度	543 661	2,228 603	1,606	
合計	令和2年度 令和3年度	643 725	1,973 9,352	12,765 3,312	2,071 2,345 6,446 7,890

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,787	38.5	1,870	37.2
住宅ローン	2,852	61.5	3,163	62.8
合計	4,639	100.0	5,033	100.0

預貸率及び預証率 (単位：%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	期末	期中平残	期末	期中平残
預貸率 預金量に対する貸出金の比率	53.2	50.4	53.9	50.1
預証率 預金量に対する有価証券の保有割合	28.6	27.6	29.0	25.8

貸出金業種別残高・構成比 (単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,690	3.8	1,701	3.9
農業・林業	406	0.9	396	0.9
漁業	381	0.9	358	0.8
鉱業・採石業・砂利採取業	495	1.1	465	1.1
建設業	5,308	11.9	5,862	13.3
電気・ガス・熱供給・水道業	693	1.6	250	0.6
情報通信業	143	0.3	36	0.1
運輸業・郵便業	2,146	4.8	1,974	4.5
卸売業・小売業	5,679	12.8	5,218	11.8
金融業・保険業	310	0.7	18	0.0
不動産業	8,500	19.1	9,707	22.0
物品賃貸業	33	0.1	19	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	185	0.4	159	0.4
宿泊業	1,146	2.6	1,168	2.7
飲食業	1,003	2.3	959	2.2
生活関連サービス業・娯楽業	972	2.2	799	1.8
教育・学習支援業	69	0.2	124	0.3
医療・福祉	926	2.1	901	2.0
その他のサービス業	4,780	10.8	4,773	10.8
その他の産業	1,088	2.5	1,029	2.3
小計	35,963	81.0	35,924	81.5
地方公共団体	2,955	6.7	2,532	5.7
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費等・納税資金等)	5,504	12.4	5,635	12.8
合計	44,423	100.0	44,092	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
固定金利貸出金	26,708	25,235
変動金利貸出金	17,715	18,856
合 計	44,423	44,092

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	26,018	41.4	24,584	55.8
設 備 資 金	18,405	58.6	19,507	44.2
合 計	44,423	100.0	44,092	100.0

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

種 目	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	0	0
商工組合中央金庫	46	37
日本政策金融公庫	1	1
年金福祉事業団	-	-
そ の 他	-	3
合 計	49	43

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割 引 手 形	263	0.6	193	0.4
手 形 貸 付	5,698	13.1	5,232	11.7
証 書 貸 付	34,875	80.2	36,809	82.3
当 座 貸 越	2,616	6.0	2,455	5.4
合 計	43,453	100.0	44,691	100.0

銀行法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	639	246	392	100.00
	令和3年度	373	193	180	100.00
危 険 債 権	令和2年度	3,008	962	1,579	84.52
	令和3年度	3,120	1,023	1,581	83.48
三月以上延滞債権	令和2年度	3	2	0	100.00
	令和3年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和2年度	131	10	40	38.07
	令和3年度	123	11	38	40.47
要 管 理 債 権	令和2年度	135	12	40	39.74
	令和3年度	123	11	38	40.47
正 常 債 権	令和2年度	40,726	23,757	405	59.33
	令和3年度	40,551	25,033	403	62.72
合 計	令和2年度	44,509	24,980	2,418	61.55
	令和3年度	44,169	26,262	2,203	64.44

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1から3までに掲げるものを除く。）です。

- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

経営改善が必要と思われる取引先に対して、経営相談ならびに経営支援を目的に各企業の経営者と訪問による面談を続けております。経営者の中には改善意欲の醸成が難しい先もあり、また長年にわたるデフレ経済の中、売上減少を余儀なくされ、現状維持さえ難しい企業も見受けられることから、経営者自らが財務内容の重要性を認識して頂くとともに、企業に対する適切なアドバイス、改善計画策定支援等、経営相談、支援機能を強化し一層取引先企業の健全化と貸出資産の健全化に取り組んでいこうと考えております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は平成24年12月に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき経営革新等支援業務を行う者として、北海道財務局及び北海道経済産業局の認定を受け、各営業店に相談窓口を設置し、適切なアドバイス、経営相談に応じております。

また、北海道中小企業支援ネットワーク、釧路・根室地域中小企業支援ネットワーク、及び、北海道ビジネス創造連携プラットフォームの構成機関として他金融機関、地域経済活性化支援機構、北海道中小企業再生支援協議会など関係機関との連携を図り、加えて、中小企業診断士や税理士との連携を図る等、地域におけるきめ細やかな支援ネットワークを構築して、中小企業の経営改善・事業再生に取り組んでおります。

取引先のうち特に継続支援が必要と判断した先については支援企業先として位置付けし、改善計画の作成支援や継続した進捗状況のモニタリングを行い現状の把握と問題点の洗い出しなど改善に向けた企業のフォローアップに努めてまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

創業・新規事業開拓支援の一環として日本政策金融公庫と業務連携契約を締結し創業支援態勢を強化、創業計画策定サポートやビジネスマッチングなどに取組んでおります。

また、地元中小企業診断士との連携強化による創業時の運営面・資金面での支援や中小企業支援センター並びに地元信用金庫との三者提携による無担保・無保証による新規開業融資制度の取組を行うなど、創業・新事業に関する支援制度の構築を推進しております。

• 創業、新規事業支援関連融資の実績

令和3年度中 14件、53百万円

b. 成長段階における支援

成長段階での支援としては、資本力の乏しい企業に円滑な資金提供を図るべく、スコアリングモデルを活用した融資制度等、各種の担保・保証に依存しない融資制度の構築を推進しております。

• 当組合独自のスコアリング融資「格付けクイック」の取組

令和3年度中 17件、86百万円

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合は認定経営革新等支援機関として、各営業店に相談窓口を設置し、適切なアドバイス、経営相談に応じております。また、他金融機関をはじめとして地域経済活性化支援機構、北海道中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構北海道支部、北海道中小企業総合支援センター等々の外部支援機関との連携を図り、また、中小企業診断士や税理士との連携を図る等、地域におけるきめ細やかな支援ネットワークを構築し、中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援に取り組んでおります。

また、本部・営業店が一体となって取引先のうち特に継続支援が必要と判断した先については支援企業先として位置付けし、改善計画の作成支援や継続した進捗状況のモニタリングを行い現状の把握と問題点の洗い出しを行うなど、改善に向けた企業のフォローアップに努めております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化のためには、地域資源の活用、異業種連携等のビジネスマッチングも視野に入れ、官民一体となった創業・新事業を支援する技術提供や、産学官連携による新技術の開発を行い、政府系金融機関等との連携強化を図るべきと考えております。

その一環として、日本政策金融公庫と業務連携契約を締結し協調融資、創業支援および再生支援態勢を構築しており、加えて中小企業支援センター並びに地元信用金庫との三者提携による無担保・無保証による新規開業融資制度の取組を行っております。

また、中小企業診断士や税理士との連携を強化し、地域企業の資金の円滑化と経営基盤の安定化を支援することで地域全体の活性化により一層貢献してまいります。

リスク管理態勢

金融の自由化、国際化などに伴い金融機関の業務は、ますます多様化、複雑化しており経営全般にわたるさまざまなリスクが拡大し、また経営の自己責任が強く求められております。

当組合はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付けし、統合的なリスク管理を行うためALMリスク管理委員会を設置しているほか、統括部門を経営企画部とし、リスク管理態勢の強化・充実に努めております。

○統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、各種のリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・検討することによってリスクを管理する方法です。

当組合では、「統合的リスク管理規程」を制定、経営企画部にて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

○信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（貸出金）の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、貸出審査能力の向上に努めると同時に貸出資産等の不良化に対処するため、厳格な自己査定を行い、それに基づき適正な償却・引当を実施して資産の健全化に努めております。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクター（危険要素）の変動により、資産・負債の価値が変動し損害を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当組合では、定期的に各種分析・シミュレーションを行うとともに、経済、金利見通しなどに基づいた調達・運用の方針を策定し、安定的な収益確保に努めております。

○流動性リスク管理

流動性リスク管理とは、資金繰りが悪化したり、不利な資金調達を余儀なくされるリスクのことです。

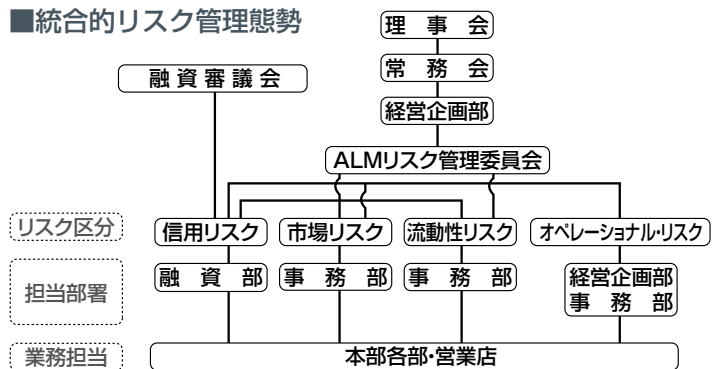
当組合では、十分な支払い準備資産を保有するとともに、業界の中央機関である全国信用協同組合連合会が流動性への対応をバックアップする体制となっております。

○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務遂行の課程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外部的な事象により損害が発生しうる危険のことです。

当組合では、事務部門においては過失・事故・不正を防止すること、システム部門においては、オンラインシステムの円滑な運営及びシステム障害の発生時に適切な業務対応を図ることに努めております。

■統合的リスク管理態勢



派生商品取引に関する事項

当組合では、派生商品取引はありません。（リスク管理体制）

証券化エクスポージャーに関する事項

当組合では、証券化取引はありません。（リスク管理体制）

出資等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、ALMリスク管理委員会に諮るなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけしており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。

非上場株式等に関しては、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「時価の算定基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する業務指針」に従った、適正な処理を行っております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「金融機関の業務遂行の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外部的な事象により損害が発生しうるリスク」と定義しています。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、人的リスク、プロセスリスク、システムリスク、外部的リスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理規程を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、ALMリスク管理委員会、コンプライアンス委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

当組合では、標準的手法を採用しておりますので該当するエクスポージャーはありません。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式	令和2年度	-	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-	-
非上場株式等	令和2年度	-	-	767	867	100	100
	令和3年度	-	-	730	822	91	91
合計	令和2年度	-	-	767	867	100	100
	令和3年度	-	-	730	822	91	91

(リスク管理体制)

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 当組合では売買目的有価証券はありません。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

当組合では、子会社及び関連会社は存在しません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額		株式等償却
		売却益	売却損	
出資等 エクスポージャー	令和2年度	-	-	0
	令和3年度	37	0	0

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (IRRBB)					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	2,353	2,199	251	209
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,785	1,797		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,353	2,199	251	209
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	9,784		9,831	

◆リスク管理の方針及び手法の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響を指しますが、当組合ではVaR (バリュー・アット・リスク) 手法によって、金利リスク量を月次で計測・評価し常勤役員が構成員となっているALMリスク管理委員会で協議し、適宜対応を講じる体制としております。

◆金利リスクの算定方法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE (注1) 及び△NII (注2) 並びに信用組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) △EVEとは銀行勘定の金利リスク (IRRBB)のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2) △NIIとは銀行勘定の金利リスク (IRRBB)のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金への満期割り当て方法は金融庁が定める保守的な前提を用いています。

(c)流動性預金への満期割り当て方法は金融庁が定める保守的な前提を用いています。

(d)固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約は金融庁が定める保守的な前提を用いています。

(e)通貨別に算出した金利リスクの正値を合計しています。

(f)割引金利にスプレッドは考慮していません。

(g)内部モデルは使用していません。

○信用組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

(a)自己資本の充実度の評価、ストレス・テストについては100BPVの金利リスクを計測しています。またVaR測定により、過去1年間の最大上昇幅を金利ショックとしてリスク量を月次で算定し自己資本に与える影響度を検証しています。

(b)当組合では自己資本額を基準に、リスク資本のリミットを設定し管理することで、リスクのコントロールを行っています。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

《業種別・残存期間別・地域別》

(リスク管理体制)

業種区分 残存期間区分 地域区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								
		貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞 エクスポージャー		
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
製 造 業		1,692	1,702	1,692	1,702				3	3
農 業		411	402	411	402					
林 業										
漁 業		419	394	419	394					1
鉱 業		495	465	495	465					
建 設 業		5,409	5,960	5,409	5,960				26	33
電気・ガス・熱供給・水道業		693	250	693	250					
情 報 通 信 業		143	36	143	36					
運 輸 業		2,179	2,002	2,179	2,002				18	
卸 売 業、小 売 業		5,701	5,240	5,701	5,240				0	1
金 融 ・ 保 険 業		28,307	26,521	313	19	2,329	2,215			
不 動 産 業		8,655	9,872	8,655	9,872				125	16
各 種 サ ー ビ ス		10,291	9,993	10,291	9,993				480	133
国 ・ 地 方 公 共 団 体		19,989	18,945	2,956	2,532	17,033	16,413			
個 人		5,146	5,296	5,146	5,296				14	6
そ の 他		7,482	6,376			3,369	4,107			
業 種 別 合 計		97,019	93,461	44,509	44,169	22,732	22,736		668	196
1 年 以 下		45,598	54,368	23,495	25,290	1,965	9,316			
1 年 超 3 年 以 下		17,067	10,010	6,031	5,799	10,536	2,710			
3 年 超 5 年 以 下		8,265	6,497	5,156	4,896	2,108	600			
5 年 超 7 年 以 下		5,767	4,542	4,067	3,742	699	799			
7 年 超 1 0 年 以 下		6,763	6,328	3,454	2,819	1,308	1,508			
1 0 年 超		8,541	9,215	1,427	1,416	6,114	7,799			
期間の定めのないもの		5,015	2,497	875	203					
残 存 期 間 別 合 計		97,019	93,461	44,509	44,169	22,732	22,736			
国 内		94,689	91,245	44,509	44,169	20,402	20,520			
国 外		2,329	2,215			2,329	2,215			
地 域 別 合 計		97,019	93,461	44,509	44,169	22,732	22,736			

(注) 1. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

2. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、固定資産等が含まれます。

3. 残存期間について、未収利息・仮払金は期間の定めのないものに振分けております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

(リスク管理体制)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	341	160	160	161	178	-	166	160	160	161	-	-
農業	-	25	25	19	-	-	-	25	25	19	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	32	33	33	30	-	-	32	33	33	30	-	-
鉱業	210	210	210	202	-	-	210	210	210	202	-	-
建設業	86	66	66	71	8	-	78	66	66	71	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	39	34	34	28	-	-	39	34	34	28	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
運輸業	37	35	35	30	-	15	37	19	35	30	-	-
卸売業、小売業	126	143	143	119	8	-	117	143	143	119	1	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	682	690	690	450	-	98	682	592	690	450	-	-
各種サービス	198	477	477	560	3	6	194	471	477	560	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	34	94	94	87	-	-	34	94	94	87	-	-
合計	1,787	1,972	1,972	1,761	195	120	1,592	1,852	1,972	1,761	1	11

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却は、前期までの引当額を控除した実質支払額を記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(リスク管理体制)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%		21,662		20,762
10%		11,045		10,878
20%	28,221	4	26,716	5
35%		53		36
50%	2,302	371	2,700	6
75%		8,751		8,605
100%	365	24,632	399	25,337
150%		39		98
250%	500		801	
1250%				
自己資本控除				
合計	31,390	66,561	30,617	65,729

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務内容の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、預金担保、有価証券担保、不動産担保、信用保証協会保証等による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、「重要事項説明実施規程」及び「重要事項説明実施要領」に基づき、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保については、「貸付規程」や「担保評価基準」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、「信用組合取引約定書」等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

(リスク管理体制)

信用リスク削減手法	令和2年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
ポート・フォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,082	541		1,109	793	
① ソブリン向け						
② 金融機関向け						
③ 法人等向け	355	9		454	12	
④ 中小企業等・個人向け	666	523		568	771	
⑤ 抵当権付住宅ローン						
⑥ 不動産取得等事業向け	60	6		86	8	
⑦ 3ヶ月以上延滞等		1				

(注) 1. 本開示は、平成25年度以降適用された新自己資本比率規制(パーゼルⅢ)に対応しております。
2. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用い、又、保証については標準的手法を用いております。
3. 当組合では、クレジット・デリバティブによる信用リスク削減は該当がありません。

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

金銭の信託等

取扱いありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

取扱いありません。

その他保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	14,805	15,272	466	12,904	13,198	294
	地 方 債	1,605	1,666	61	1,384	1,424	39
	社 債	3,106	3,138	32	2,104	2,124	19
	株 式	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,694	1,855	161	1,522	1,668	145
	小 計	21,211	21,933	721	17,916	18,415	499
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	499	491	△ 7	2,299	2,281	△ 17
	株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1,022	1,015	△ 6	1,208	1,203	△ 4
	小 計	1,820	1,803	△ 16	5,310	5,248	△ 62
合 計		23,032	23,737	705	23,227	23,663	436

(注)

- 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。
- 左記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」並びに在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

- 支給基準
- 計算方法等

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	26	130
監 事	6	15
合 計	33	145

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注2. 支払人数は、理事8名、監事2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号「報酬告示」)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和3年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬とはなっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その社会的機能から公共性を求められており、高い倫理観と遵法精神を重視した経営が社会から望まれております。

このため当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、その維持、向上に資するため企業の行動指針・役職員の行動規範を定めた「行動綱領」及び「法令等遵守規程」、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の充実に努めております。

さらに当組合は、以下の諸施策を実施しております。

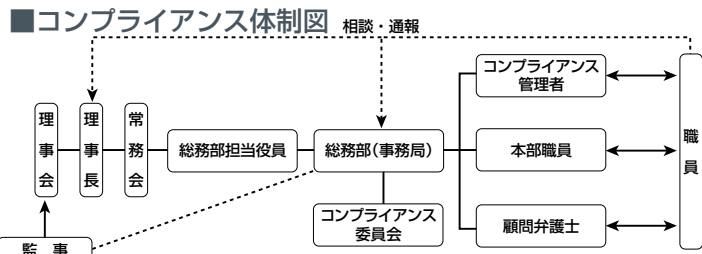
- コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定しております。
- 役職員のコンプライアンス（倫理・服務および法令等の遵守）の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンスに関する事項を総合的に検討、計画及び評価を行っております。
- 本部各部及び全営業店にコンプライアンス管理者を配置し、その役割を明確にしております。
- 本部各部及び営業店においては、研修会を実施しコンプライアンス

ス教育の強化を図っております。

(5)本部各部及び全営業店は、四半期毎にコンプライアンス取組み状況をチェックしております。

(6)監査部において、法令等遵守態勢が機能しているかどうかについてチェックしております。

(7)コンプライアンス違反があった場合は、速やかに各部店から事故・不祥事件等に係る報告を求め、コンプライアンス委員会ならびに賞罰委員会を開催するなど、適切な対策を講じ、再発防止に努めております。



A. 預金業務

預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済用預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引
商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 国債証券等の売買等及び国債証券等の募集の取扱い
- (ハ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(独)住宅金融支援機構の代理貸付業務
 - (b) 北海道建設業信用保証(株)等の代理業務
 - (c) 勤労者退職金共済機構等の代理業務
 - (d) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - (e) 日本銀行と代理人取引業務
- (ニ) 地方公共団体の公金収納業務
- (ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (ヘ) 両替業務
- (ト) 貸金庫及び保護預り業務
- (チ) 保険の窓口販売業務
- (リ) 電子債権記録業務

為替手数料

(消費税込)

	当組合内				他行あて (市内地方共)	
	同一店舗内振込 (1件につき)		本支店あて振込・送金 (1件につき)			
	組合員 (出資金1万 円以上の方)	一般	組合員 (出資金1万 円以上の方)	一般	組合員 (出資金1万 円以上の方)	一般
3万円未満	無料	220円	110円	220円	550円	660円
3万円以上	無料	440円	330円	440円	770円	880円

※下記の店舗間の振込は、同一店舗内振込といたします。
緑ヶ岡支店・本店営業部間 鳥取支店・愛国支店間 網走支店・清里支店間

代金取立手数料(同一交換所内)	他行	1通につき	550円
代金取立手数料 (同一交換所以外)	他行	至急扱い 1通につき	1,100円
		普通扱い 1通につき	880円
	当組合	至急扱い 1通につき	880円
		普通扱い 1通につき	660円
その他の手数料	振込訂正手数料	本支店	440円
		他行	880円
	送金・振込組戻手数料	1口につき	1,100円
	取立手形組戻手数料※	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	不渡手形返却料※	1通につき	1,100円

※他所発送済の場合は、手数料を申し受けます。

各種手数料

(消費税込)

現金自動支払機利用手数料	平日・土曜 他行カード ご利用の方1件につき	110円	
	平日・土曜 他行カード 時間外ご利用の方1件につき	220円	
	日曜・祝日 他行カード ご利用の方1件につき	220円	
両替手数料 (金種指定支払手数料も同額)	21枚~100枚	220円	
	101枚~1,000枚	330円	
	1,001枚~2,000枚	660円	
	2,001枚以上	1,000枚毎+220円	
硬貨整理手数料 (入金、振込、税金等諸払いを含む)	301枚~1,000枚	330円	
	1,001枚~2,000枚	660円	
	2,001枚以上	1,000枚毎+220円	
貸金庫手数料	1口につき年額	1種 13,200円 2種 19,800円	
	夜間金庫使用手数料	1契約につき月額	22,000円
手形用紙	約束手形用紙50枚綴り	1冊につき	2,200円
	為替手形用紙50枚綴り	1冊につき	2,200円
小切手用紙	小切手用紙50枚綴り	1冊につき	2,200円
交付料	マル専手形用紙	1枚につき	1,100円
送金・振込組戻手数料	1件につき	1,100円	
振込訂正手数料	本支店	440円	
	他行	880円	
手形組戻・不渡手形返却手数料	1件につき	1,100円	
当座預金口座開設手数料	1口座につき	11,000円	
マル専当座勘定等取扱手数料	1件につき	5,500円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	
得意先・窓口用入金帳発行手数料	1冊につき	550円	
通帳再発行手数料	1冊につき	1,100円	
カード再発行手数料	1枚につき	1,320円	
残高証明書発行手数料	預金・融資各項目1回の依頼につき	550円	
残高証明書発行手数料(監査法人指定様式)	1枚につき	3,300円	
各種証明書発行手数料	1枚につき	1,100円	
出資証券再発行手数料	1枚につき	1,100円	
「組合員の証」再発行手数料	1枚につき	110円	
定額自動送金	基本料金(契約時)	1,100円	
	都度料金(1件あたり)	規定通り	
インターネットバンキング利用手数料	1契約につき月額	注1 2,200円	
取引履歴発行手数料(システム発行)	1枚につき	220円	
取引履歴発行手数料(COMの写し)	1口座1ヶ月分につき	220円	
現金宅配サービス手数料(年金受給者)	1回につき	660円	
融資証明発行手数料	1枚につき	5,500円	
償還予定表再発行手数料	1枚につき	550円	
担保権解除委任状再発行手数料	1件解除につき	11,000円	
融資条件変更(預金担保除く)	1口座につき	5,500円	
金融機関借入手形発行	1枚につき	880円	
住宅ローン事務手数料	1件につき	55,000円	
賃貸用不動産事務手数料	1件につき	注3 11,000円~55,000円	
証書貸付(事業資金)繰上げ返済手数料 注2	返済額に対して	0.550%	
住宅ローン繰上げ返済手数料 注2	返済額に対して	注4 0.550%	
不動産担保設定・追加・変更手数料	設定金額により	11,000円~ 55,000円	

※注1 振込手数料は別途かかります。
 ※注2 繰り上げ返済手数料は現在ご融資をご利用いただいているお客様全員が対象となります。
 ※注3 賃貸用不動産(マンション、商業テナント等)1物件ごとに手数料がかかります。
 ※注4 住宅ローンの繰上げ返済手数料の上限は55,000円とします。

顧客保護等管理態勢

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護等管理規程」を定め、「顧客保護等の管理」が適切に行われることを努めております。

「顧客保護等管理」とは、

- (1)顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるように管理すること。
- (2)顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対処が適切に処理されるよう管理すること。
- (3)顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4)当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5)当組合の業務に対し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われる管理すること。

紛争解決措置のご案内

紛争の解決について

紛争解決を図るため、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。

下記【総務部】、または【しんくみ相談所】へお申し出下さい。

なお、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

- 東京弁護士会紛争解決センター 電話03-3581-0031
- 第一東京弁護士会仲裁センター 電話03-3595-8588
- 第二東京弁護士会仲裁センター 電話03-3581-2249

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話：03-3567-2456

受付：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(全国信用組合会館内)

苦情処理措置のご案内

ご契約内容、商品に関する相談、苦情、お問い合わせについて

【窓口：釧路信用組合総務部】

電話：0154-22-3166

受付：月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

住所：釧路市北大通9丁目2番地

保険業務に関する苦情は、下記機関でも受付けております。

- 一般社団法人 生命保険協会生命保険相談所
電話03-3286-2648
- 一般社団法人 日本損害保険協会そんぼADRセンター
電話0570-022-808

企業の社会的責任 (CSR) に関する事項 (1)

地域社会に対し、当組合ではCSR(企業の社会的責任)理念に基づき、預金・融資等を通じた地域貢献と、取引先への支援、各種サービスの充実、文化的・社会的貢献について役職員全員で取り組んでおります。

CSR(企業の社会的責任)とは

企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済的・環境・社会的取組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保全、人権尊重、地域貢献の自主的な取組みと広範囲にわたるものを指します。

■融資を通じた地域貢献

地域の皆様からお預かりした資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業や住民と強い絆のネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

■中小企業支援ネットワークへの参画

お取引先へのコンサルティング強化の一環として中小企業支援ネットワークに参画しております。

■グラジオラスの球根のプレゼント

令和3年5月6日から、釧路市緑いっぱい市民運動に協賛し、グラジオラスの球根3,800袋を窓口でプレゼントさせていただきました。

■清掃活動の実施

釧路市の「春のまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」に協賛し、市内店舗の役職員により北大通周辺の清掃活動を行っております。(平成16年より実施)

■植樹・苗植えの実施

●釧路市が実施する釧路市柳町公園「はなはな広場」市民ボランティア花壇づくり推進事業の一つとして、チョウセンヤマツツジを寄贈し、市内店舗の役職員により植樹を行っております。(平成16年より実施)

■地域行事への参加

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域行事は中止となりました。

■献血運動の実施

創立50周年記念地域貢献事業の一環としてスタートした献血運動を「しんくみの日週間」に合わせて令和3年度も実施しました。(令和3年9月9日～令和3年10月26日、27名実施、平成16年より実施)

■安全・安心どさんご運動への参画

- 地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための活動を行い、社会に広める道民運動として、道内の7信用組合がこの安心・安全どさんご運動に賛同しております。
- さらに、当組合では「こども110番」店舗として地域の安全確保に協力しております。

■自然の番人宣言

地域貢献、環境保護運動のため、不法投棄やポイ捨て防止を啓発する「自然の番人(守人)宣言」に平成23年2月28日から参加致しました。

■寄付行為

釧路地区交通育英会へ、令和3年度も寄付させていただきました。(昭和57年より)

■義援金活動

- 釧路市動物園のアムールトラタイガとココアの、育成支援のために始まった「頑張れタイガ・ココア募金」に協力しております。
- 東日本大震災被災義援金活動に協力しております。

企業の社会的責任（CSR）に関する事項（2）

取引先への支援状況等

当組合は、地域密着型金融の推進を恒久的な業務の一環ととらえ、中小企業金融の円滑化や地域経済活性化のため、取引先に対する経営情報の提供や、経営相談、金融支援を積極的に行っております。

また、創業・新事業支援や取引先の債権健全化に向けた経営改善支援、さらには平成21年12月より金融円滑化法に基づく貸出条件変更等の取扱いを実施しております。

(1) 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善支援 取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)			
1,220	29	2	26	3	2.3	6.8	10.3

- (注) 1. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローン以外の先は含んでおりません。
 3. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。
 4. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 5. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 6. 中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

(2) 貸出条件の変更等の実施状況

条件変更等受付状況（令和4年3月末累計）

(単位：件、百万円)

貸付条件変更等受付した件数と債権額（中小企業者）									
総受付数		うち、実行		うち、審査中		うち、取下げ		うち、謝絶	
件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額
4,513	79,188	4,387	77,346	1	222	67	1,009	58	609

(単位：件、百万円)

貸付条件変更等受付した件数と債権額（住宅資金借入者）									
総受付数		うち、実行		うち、審査中		うち、取下げ		うち、謝絶	
件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額
32	339	28	315	0	0	1	5	3	19

(注) 平成21年12月から施行された「中小企業等円滑化法」は、平成25年3月末までの時限措置となっております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、お客さまから保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お借入れやお客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	308件	170件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	15.20%	11.10%
保証契約を解除した件数	11件	37件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

預金業務

種類	内容と特色	お預け入れ期間
当座預金	小切手や手形のための預金。商取引代金のお支払いに、便利で安心です。	出し入れ自由
普通預金	自由に出し入れができる預金。あなたのお財布、お宅の家計簿がわりにご利用ください。	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットした個人専用の口座です。貯める・ふやす・支払う・借りるが、1冊の通帳でOK。	出し入れ自由
貯蓄預金	自由に出し入れができる預金です。	出し入れ自由
決済用預金	預金保険制度による「全額保護」をご希望のお客様にご用意いたしました。①自由に入出金が可能、②決済機能を有している、③無利息です。	出し入れ自由
通知預金	短期間のまとまったお金の運用に最適です。	7日以上
納税準備預金	納税のための預金です。税金が楽に納められ、非課税ですからお得です。	入金自由 (税金支払専用)
スーパー定期	まとまった資金を活かす安全、有利な定期預金です。お預け期間は、1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年で、運用プランに合わせてお選び下さい。	1ヶ月以上 5年以内
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に、最も有利で確実です。	1ヶ月以上 5年以内
三冠王定期	スーパー定期に、一部支払機能を付けた定期預金です。6ヶ月経過すれば、いつでも一部払出ができ、6ヶ月複利の最長5年までと、長いほど高利回運用できます。	3年以上 5年以内
積立定期預金	商品名は、「大観望」と称し、お預入れ金額を1万円以上決めていただきますと自由に積立でき、計画的な資金づくりに最適です。	3年以上 5年以内
スーパー積金	楽しい夢の実現や、イザというときの備えに、あなたの目標額と期間を定めて毎月決まったお金を積立て、受け取れる計画貯金に適した預金です。口座振替が便利です。	6ヶ月以上 5年以内

○当組合の組合員の方(出資金を1万円以上お持ちのお客様)

メンバーズⅢ

出資金を1万円以上お持ちのお客様にお一人様1,000万円まで店頭表示金利に0.05%上乗せ金利を適用いたします。

○当組合で年金をお受け取りの方

ハッピー定期

お一人様100万円まで店頭金利に0.1%、100万円を超え700万円まで店頭金利に0.05%上乗せ金利を適用いたします。

年金宅配

毎月か2ヶ月に1回、1万円以上の一定金額を、ご自宅等にお届けします。(宅配手数料1回660円)

○当組合に5大公共料金等を振替指定されている方

五利益(ごりやく)定期

お一人様300万円まで店頭金利に0.05%上乗せ金利を適用いたします。

※ 令和4年7月1日現在

※ 商品内容は変更させていただく場合がございます。

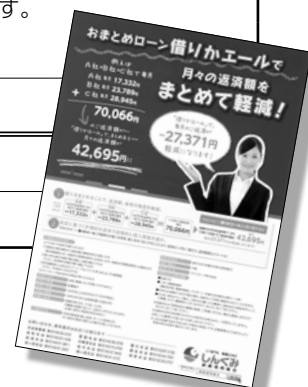


貸出業務

種 類	内 容 と 特 色	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・リフォームにご利用下さい。マイホームづくりのお手伝いをします。	10,000万円	50年以内	不動産担保 全国保証 NCカード
リフォームローン	住宅のリフォーム、家財の購入に無担保でご利用いただけます。	1,000万円	15年以内	オリコ ジャックス 全国保証
アパートローン	賃貸住宅（アパート、マンション）の新築、建替え、中古購入、リフォーム・修繕資金にご利用いただけます。	10,000万円	30年以内	不動産担保 NCカード
オートローン	マイカー購入・車検・修理のためにご利用下さい。エコカーの場合、金利を優遇してご利用いただけます。web完結のご利用も可能です。	1,000万円	10年以内	ジャックス 労信協 オリコ
教育ローン	お子様の入学金・授業料・教育費などの学資資金にご利用いただけるローンです。ATMで自由に払い出しが可能なカード式（極度型）もご用意しております。web完結のご利用も可能です。	1,000万円	16年10ヶ月以内	ジャックス 労信協 オリコ
フリーローン	お使いみち自由な個人向けローンで、らくらくご返済で豊かな暮らしづくりのパートナーとしてご利用下さい。web完結のご利用も可能です。	800万円	10年以内	NCカード クレディセゾン SMBC オリックス・クレジット
カードローン	お使いみち自由な個人向けローンで、ご融資額の範囲でご利用いただけます。しかも必要に応じて何回も繰り返しご利用いただけます。	300万円	3年以内	ジャックス オリコ SMBC
シニアカードローン	お使いみち自由な個人ローンで、ご融資額の範囲で、ご利用いただけるシニア（65歳以上）向けカードローンです。	50万円	3年以内	NCカード
随時返済型カードローン	普通預金口座に当座貸越をセットしたもので、極度内であれば何度でもご利用可能です。	100万円	1年以内	オリコ
がんばりローン	個人事業者向けビジネスローンにご利用下さい。	500万円	5年以内	オリコ
フィッシュローン	漁業者向けビジネスローンにご利用下さい。	500万円	7年以内	法人の場合は 代表者、個人の 場合は配偶者 または後継者
ファームローン	農業者向けビジネスローンにご利用下さい。			
ソーラーローン	太陽光発電設備にご利用下さい。	1,000万円	15年以内	NCカード
アグリ25	農業者の方にご利用できます。	6,000万円	7年以内	日本政策金融公庫
ビジネスサポートローン	事業者向けのローン商品で証書貸付と当座貸越（ローンカード）がありお使いみちに応じてご利用ください。	500万円	証書貸付：10年以内 当座貸越：最長3年	ライフカード
しんくみビジネスローン	事業者向けのビジネスローンにご利用下さい。	1,000万円	5年以内	オリコ
職域提携ローン	「職域提携に関する協定書」を取交した事業所の従業員専用ローン商品で金利の優遇制度もあります。	1,000万円	10年以内	オリコ
ネットワークローン [絆]	売掛債権をもって返済する事業者向けローンで、短期の運転資金にご利用ください。	1,000万円	9ヶ月以内	法人の場合は代表者。 個人の場合は配偶者 または後継者など をお願いする場合があります。
専 決 5	当組合と融資取引の無い、開業3年以上の法人・個人事業主の方を対象としたローンで、ご利用は1先1回のチャンスです。	500万円	5年以内	法人の場合は代表者。 個人事業主は共同経 営者または事業に従 事している配偶者。
アシスト7	道内全7信用組合が取扱う事業者向け統一ローン商品です。低利でご利用いただけます。	5,000万円	7年以内	北海道信用保証協会 の保証付
おまとめローン	お使いみちは自由で、生活資金や他社債務の一本化にご利用できます。	500万円	10年以内	ライフカード
手形割引	一般商業手形割引にてご融資致します。	ご利用できる金額や期間は、資金使途や融資の種類によって異なります。		
手形貸付	運転資金など短期のご融資にご利用下さい。			
証書貸付	設備資金など長期のご融資にご利用下さい。			
当座貸越	一定の貸越極度まで自由にご利用できます。			
代理貸付	政府系金融機関等の取扱窓口として、日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構ほか各種代理業務をお取り扱いしております。			
制度融資	道および市・町による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取り扱いしております。			

メンバーズローン

組合員の皆様に、金利優遇できる商品をご用意しております。



証券・保険・サービス業務

○証券業務

種 類	内 容 と 特 色
国 債 の 窓 口 販 売	2年・5年・10年利付国債をお取扱いしております。 個人向け国債は固定3年、固定5年と変動10年をお取扱いしております。

○保険窓販業務

種 類	内 容 と 特 色
保 険 の 窓 口 販 売	損害保険では、住宅ローン利用者に対して、火災保険をお取扱いしております。 生命保険では、がん保険・医療保険・介護保険・個人年金保険をお取扱いしております。

○サービス業務

種 類	内 容 と 特 色
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚で、当組合の本・支店をはじめ、全国のしんくみ・ゆうちょ銀行・他の提携金融機関・セブンイレブンのATMでお引き出しができます。
自 動 振 替	公共料金などのお支払いを、あなたの預金口座から自動的にお支払いいたします。
自 動 受 取	給与・ボーナス・年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
貸 金 庫 ・ 保 護 預 り	預金証書や権利証などの重要書類や貴重品を安全に保管いたします。
夜 間 金 庫	会社や商店の売上金等をその日のうちに安全に保管しますので、盗難防止・紛失防止に役立ち安心です。年中無休でいつでもご利用いただけます。
内 国 為 替	全国どこへでも、スピーディにお振込・ご送金や手形小切手の取立をいたします。
国 庫 金 ・ 歳 入 金 等 収 納	所得税・法人税・消費税・厚生保険料・交通反則金等のお取扱いをいたします。
年 金 宅 配 サ ー ビ ス	年金を現金で定期的にお届けいたします。
法人向けインターネットバンキングサービス	残高照会・取引照会・資金移動を、事業所のパソコンから行うことができます。
ペイジー口座振替受付サービス	お届け印なしでお手持ちの当組合キャッシュカードを利用して、当組合と提携している企業の口座振替受付端末から口座振替契約のお申し込みができます。
で ん さ い サ ー ビ ス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。ご利用の際は窓口へお申し込みください。
ダイレクト納付の取扱い	ダイレクト納付は、事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で届出した預金口座からの振替により、即時または期日を指定して納付するサービスです。
インターネット口座振替受付サービス	お客様が収納企業のお支払い方法として、「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスです。
QR・バーコード決済サービス	「PayPay」または「J-CoinPay」と当組合の預金口座を連携することで、即時チャージや加盟店でのお支払い等が無料でできるサービスです。 ※サービスのご利用には、それぞれアプリのダウンロードが必要です。



ごあいさつ

【概況・組織】

☆1 事業の組織	3
☆2 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	2
☆3 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	3
4 自動機器設置状況	3
5 地区一覧	3
6 組合員数	2
7 子会社の状況	2

【主要事業内容】

☆8 主要な事業の内容	20
☆9 信用組合の代理業者	該当事項なし

【業務に関する事項】

☆10 事業の概況	2
☆11 経常収益	11
☆12 経常利益（損失）	11
☆13 当期純利益（損失）	11
☆14 出資総額、出資総口数	11
☆15 純資産額	11
☆16 総資産額	11
☆17 預金積金残高	11
☆18 貸出金残高	11
☆19 有価証券残高	11
☆20 単体自己資本比率	11
☆21 出資配当金	11
☆22 職員数	11

【主要業務に関する指標】

☆23 業務粗利益及び業務純益等	12
☆24 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	12
☆25 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、 利回り、資金利鞘	12
☆26 受取利息、支払利息の増減	12
27 役務取引の状況	12
28 その他の業務収益の内訳	12
29 経費の内訳	12
☆30 総資産経常利益率	12
☆31 総資産当期純利益率	12

【預金に関する指標】

☆32 預金種目別平均残高	13
33 預金者別預金残高	13
34 職員1人当り預金残高	12
35 1店舗当り預金残高	12
☆36 定期預金種類別残高	13

【貸出金等に関する指標】

☆37 貸出金種類別平均残高	14
☆38 貸出金残高及び債務保証見返額の担保種類別内訳	13
☆39 貸出金金利区分別残高	14
☆40 貸出金使途別残高	14
☆41 貸出金業種別残高・構成比	13
☆42 預貸率（期末・期中平均）	13
43 消費者ローン・住宅ローン残高	13
44 代理貸付残高の内訳	14
45 職員1人当り貸出金残高	12
46 1店舗当り貸出金残高	12

【有価証券に関する指標】

☆47 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
☆48 有価証券の種類別平均残高	13
☆49 有価証券種類別残存期間別残高	13
☆50 預証率（期末・期中平均）	13

【経営管理体制に関する事項】

☆51 統合的リスク管理態勢	16
☆52 リスク管理体制 資料編（パーゼルⅢに関する事項を含む）	16,17,18
☆53 法令遵守の体制	19
☆54 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21

【財産の状況】

☆55 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分（損失金処理）計算書	6,7,8,9
☆56 リスク管理債権及び同債権に関する保全額	14
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3ヶ月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
☆57 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	14
☆58 自己資本充実状況（自己資本比率明細） （パーゼルⅡ・Ⅲに関する事項を含む）	10,11
☆59 有価証券、金銭の信託等の評価	19
60 外貨建資産残高	取扱いなし
61 オフバランス取引の状況	取扱いなし
62 先物取引の時価情報	取扱いなし
63 オプション取引の時価情報	取扱いなし
☆64 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	12
☆65 貸出金償却の額	12
66 財務諸表の適正及び内部監査の有効性について	9
☆67 会計監査人による監査	9

【その他の業務】

68 手数料一覧	20
----------	----

【その他】

69 トピックス	2
70 沿革・歩み	2
☆71 継続企業の前提の重要な疑義	該当事項なし
72 総代会について	4,5
73 報酬体系について	19
74 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	22

【地域貢献に関する事項】

75 地域貢献 （信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等）	21,22
76 地域密着型金融と取組み状況	22
☆77 中小企業の経営改善及び 地域の活性化のための取組み状況	15

※金融仲介機能のベンチマークにつきましては、ホームページに掲載。

各開示項目は、上記のページに記載しております。なお、☆印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。また、本誌の計数におきましては、「-」及び空欄箇所については該当が無いことを表し、0については表示単位未満であることを表しております。

トピックス



釧路市北大通花壇花植 (R3.6.2)



小学校出前授業 (R3.10.26)



第2回ゴルフ会 (R3.10.8)



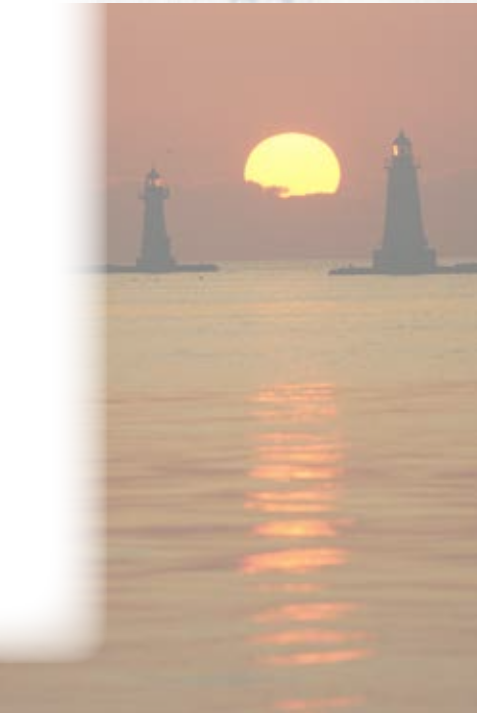
※表紙(表面) 写真
雪の妖精シマエナガ
撮影者: 河瀬 幸



第1回ゴルフ会 (R3.7.9)



第1回ゴルフ会 (R3.7.9)



シンボルマーク

当組合のシンボルマークは、創立45周年を記念して制定しました。釧路の地域に根ざし、お客様と共に未来へ羽ばたくイメージを湿原・丹頂で、更に釧路川の蛇行を「S」（信用組合）に図案化し、色彩は丹頂の赤と空・海をイメージした青と湿原の緑を基調としたものです。



いつまでも 地域とともに
しんくみ

釧路信用組合

〒085-0015

釧路市北大通9丁目2番地

TEL0154(22)3161

<http://www.kushiro.shinkumi.jp>